

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準の改正について

1 事業概要

芽室町奨学金貸付条例に基づき学校教育法に定める大学等に就学する者を対象に奨学金の貸付を実施。

2 現状

- ・条例にて定められている貸付条件「経済的理由により奨学金を必要としていること。」の判定のため、選考基準（年間収入（所得）基準）を設けている。
- ・例年、数件ほどその基準を超過し、不認定者が出ている。

貸付不認定者数

年 度	不認定数
令和元年度	2 名
令和 2 年度	1 名
令和 3 年度	2 名
令和 4 年度	2 名
令和 5 年度	4 名（10 月末時点）

- ・十勝管内において芽室町と同形態で貸付を行っている市町村は芽室町を含め 9 市町村。そのうち、貸付条件に所得制限を設けていないのは 3 町村。

3 選考基準の廃止

近年の不認定状況や管内動向から学びの継続を支援するため、令和 6 年度から選考基準を廃止する。なお、令和 6 年度入学に係る年度前貸付（令和 5 年度予算）についても適用する。

4 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

（1）芽室町奨学金貸付条例（平成 2 9 年芽室町条例第 2 号）第 2 条第 1 号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第 2 項及び第 3 項の基準により行う。

（2）申請者の保護者の属する世帯の年間収入（所得）が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数（注）	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1 人	7, 9 0 0 千円以下	6, 0 0 0 千円以下
2 人	8, 9 0 0 千円以下	6, 9 0 0 千円以下
3 人	9, 9 0 0 千円以下	7, 9 0 0 千円以下
4 人	1 0, 9 0 0 千円以下	8, 9 0 0 千円以下
5 人	1 1, 9 0 0 千円以下	9, 9 0 0 千円以下
6 人	1 2, 9 0 0 千円以下	1 0, 9 0 0 千円以下
7 人	1 3, 9 0 0 千円以下	1 1, 9 0 0 千円以下

8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

(3) 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中（1か月以上）のため経済的に困窮している場合	・ 死亡した状況がわかる書類 （死亡届の写し等） ・ 診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失（半壊、半焼、床上浸水以上の被害）があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 （罹災証明書の写し等）
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類